

NPT 運用検討プロセスの政治化

成功・失敗評価と政治的妥協

向 和歌奈

Mukai Wakana

[要旨]

本論文は、NPT 運用検討プロセスの政治化を、成功／失敗評価の基準および制度構造との関係から分析するものである。この分析を通じて、運用検討プロセスの機能と限界を再検討し、NPT 体制の持続性をめぐる理解の深化を試みる。NPT 運用検討会議は条約の履行の評価の場として設計されてきたが、実際には各国の安全保障認識および規範をめぐる解釈が交錯する政治的交渉の場となってきた。その結果、最終文書の採択は政治的妥協の成立可否に強く依存してきた。他方で、NPT は義務の抽象性や制度構造上の不均衡といった課題を内在させつつも、規範的な正統性および制度としての不可欠性によって持続してきた。本論文は、政治化を制度の失敗とみなすだけでなく、NPT が抱える構造的な緊張や課題が表面化した結果として理解する視点を提示する。

はじめに

国際的な核不拡散体制の礎石と位置付けられてきた核兵器不拡散条約（NPT）とその体制は、近年、深刻な信頼の揺らぎに直面している。その背景には、核拡散の再加速への懸念、戦時における核使用への懸念、核軍縮の停滞など、複合的な要因や課題が存在する。

これに加えて、現下の国際政治は、NPT の安定性に影響を及ぼしうる事象に満ちている。例えば、ウクライナにおける原子力施設の安全をめぐる問題、一部の国による核共有や拡大抑止を NPT 違反とする言説の拡大、原子力潜水艦の供与と保障措置のあり方をめぐる論争など、核兵器の問題をめぐる秩序の動揺は、NPT の解釈をめぐる政治的対立を顕在化させる要因となっている。

このような環境下で開催されてきた運用検討会議では、近年、最終文書の不採択が繰り返されている。NPT では、その前文に明記されている条約の目的の実現およびこの条約の規定の遵守を確保するために、運用検討会議を5年に一度の間隔で開催する旨が規定されている（第8条）。換言するならば、運用検討会議は、条約の履行にかかる評価と今後の方向性を協議する制度的枠組みであるともいえる。それにもかかわらず、現在の運用検討会議は、各国の安全保障認識および政治的立場の衝突の場としての性格を強めている。NPT 体制をめぐる各国の思惑がぶつかり合う結果、国家間の不信もまたいっそう深くなってきている。

では、NPT の運用検討プロセスをめぐる根幹的な課題はなにか。なぜ運用検討会議の成否

は政治的な妥協の有無に大きく左右されてきたのか。本論文では、NPTの運用検討プロセスの政治化に着目して、その制度構造上の要因を検討することを目的とし、とりわけ、成功・失敗の評価基準、制度的緊張の内在性、そして政治化と制度的な持続性の関係についての検討を試みる。

1 NPTとその運用検討プロセスの評価

(1) NPTをめぐる「成功」と「失敗」

1968年に成立し1970年に発効したNPTは、核兵器および核関連技術の拡散を防止し、原子力の平和利用における協力を促進し、核軍縮および一般的かつ全面的軍縮の達成を目的とした条約である⁽¹⁾。NPTは現存する国際条約のなかで、核兵器国に対して核軍縮に向けた義務(第6条)を法的拘束力のある形で規定する唯一の条約であり、その意味において稀有な存在でもある。このような特徴から、NPTは国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石と位置付けられており、核兵器禁止条約(TPNW)の成立以来、この評価は政策的・外交的な言説において、いっそう強調されるようになってきている。

NPTの主たる成功として第1に挙げられるのが、国際的な核拡散の防止である⁽²⁾。条約の成立以前には、例えばジョン・F・ケネディ(J. F. Kennedy)大統領(当時)による発言に代表されるように、核保有国の数の激増への懸念が国際的に拡大していた⁽³⁾。こうした状況からも明らかなように、NPTの成立の背景には、核兵器を保有する国の数の増加を防ぐという強い政策的な動機があった。外交の現場では今も、「NPTは何十年にもわたり拡散を防ぐための安定装置として機能してきた」との肯定的な意見が散見される⁽⁴⁾。

第2に、NPTは核兵器国が核軍縮と核不拡散を推進する責務を公式に承認する制度的な枠組みを提供してきた。この点は、非核兵器国側のNPTに対する不満の根源ともなってきたが、これと同時に、核兵器国は条約を是認し続け、条約の破棄や条約からの離脱を制度的な選択として提示してこなかった⁽⁵⁾。このような観点から、NPTは不完全ながらも、核秩序を安定的に支える制度的な基盤として機能してきた点も成功の一因として捉えることができる。

他方で、NPTをめぐる失敗や限界も指摘されてきた。1つめに、NPTは、核兵器国と非核兵器国という立場の違いを制度的に導入し、それにより国家間の立場の非対称性を法的に固定化するとともに、構造的な差異を制度化した。この点は、NPTが抱える根源的な課題や緊張関係と連動するものである。

2つめに、NPTが核軍縮の前進を条約の目的の一部として掲げているにもかかわらず、核兵器国による核軍縮がNPTの目標を現実的に展望しうる水準にまで到達していない。たしかに冷戦終結以来、現存する核兵器の数は減少しており、核軍縮自体は進展してきた。しかしながら、「軍縮交渉の誠実な遂行」(第6条)や、「核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去すること」(前文)に向けた不可逆的な進展という期待との間には、依然として顕著な乖離が存在する。

3つめに、NPTは核不拡散を中心的な目的として掲げてきたにもかかわらず、条約の枠組み外での核拡散を完全に防げなかった。これに加えて、核保有国でありながらNPT非締約国

のインド、パキスタン、イスラエル（核保有を公言していない）、そして1993年および2003年にNPTからの脱退を宣言した北朝鮮については、NPTの枠組みを通じた直接的な規律の適用ができない。NPTを国際的な核不拡散や核軍縮の唯一の制度的な基盤とした場合、これら4カ国にかかる課題を取りこぼす可能性は否めず、NPTの不完全性が浮き彫りとなる。

そして4つめに、運用検討プロセスの政治化が挙げられる。この運用検討プロセスの成否は、往々にして、5年に一度開催されてきた運用検討会議の成果、すなわち最終文書の採択の有無に基づき評価される傾向が強い⁽⁶⁾。評価自体も、政治的な妥協の成否と密接に結びついてきた。すなわち、NPTの運用検討プロセスは、条約の履行に関する評価の場であると同時に、各国による安全保障の捉え方と規範の解釈をめぐる政治的な交渉の場としての性格を強めてきたのである。

(2) 運用検討プロセスの「成功」と「失敗」

NPTの運用を見直す作業は、条約前文に明記されている条約の目的の実現および条約の規定の遵守を確保するために、第8条第3項に基づき、5年に一度の間隔で開催される運用検討会議によって行われることとされている。もっとも、1995年の運用検討会議において、この5年ごとの見直し作業に加えて、会議開催に先立つ3年間、毎年1回の準備委員会を開催し、条約の実施および関連課題を継続的に協議する枠組みが導入された⁽⁷⁾。

したがって、1995年以前の運用検討プロセスは、主として運用検討会議の成果、すなわち最終文書の採択の有無がプロセス全体の成否を判断する基準として機能していたのに対して、2000年以降の運用検討プロセスについては、運用検討会議での成果自体に加えて、準備委員会を含む一連の検討過程全体を分析対象とする必要がある。

冷戦期の運用検討会議では、条約支持の再確認と核軍縮をめぐる対立が交錯する構図が顕著であった。1975年の第1回会議では最終宣言が採択され、締約国による条約への強い支持および核不拡散義務へのおおむねの遵守が確認された。他方で、第6条に関しては、軍備管理協定の進展を歓迎しつつも、核軍拡競争の継続に対する懸念が表明され、核軍縮義務の履行をめぐる緊張がすでに制度内部に存在していたことが示された。

これに対して、1980年の第2回運用検討会議および1990年の第4回運用検討会議では、第6条の履行や条約解釈をめぐる認識の相違が解消されず、最終文書の採択には至らなかった。核軍縮の停滞に対する非核兵器国の不満に加えて、輸出管理や保障措置、非核兵器国への安全保証など複数の論点で対立が顕在化した結果である。他方、1985年の第3回運用検討会議では、各国間での見解の隔たりが大きい争点を最終宣言から切り離す妥協が採用され、最終宣言の採択が実現した。この会議は、対立の管理という観点から成功と評価されるとともに、主要委員会の3分化へとつながる制度調整の契機ともなった⁽⁸⁾。

冷戦終結後の運用検討プロセスでは、制度的な転換と規範の再活性化への試みが見られた。1995年の第5回運用検討・延長会議では最終文書の採択こそ実現しなかったものの、「条約の運用検討プロセスの強化」、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、そして「NPT延長」に関する3つの決定と中東に関する決議が採択され、政治的妥協を通じて条約の永続化が決定された。この妥協は、非核兵器国による条約の無期限延長の受容と引き換えに、核兵器国に

よる核軍縮への規範的な約束の再確認を伴うものであった。続く2000年の第6回運用検討会議では、「核軍縮のための13のステップ」が合意され、第6条の履行に関して具体的な行動指針が示され、制度的および規範的な前進が確認できた⁽⁹⁾。

しかしながら、2005年の第7回運用検討会議では、2000年に合意された「核兵器の全面廃絶に対する明確な約束」を含む13のステップをめぐる対立が先鋭化し、議題の設定自体が政治争点化した⁽¹⁰⁾。2010年の第8回運用検討会議では64項目の行動計画を含む最終文書が採択され、国際秩序の基盤としてNPTが引き続き重要な役割を担うことを国際社会全体で再確認したという意味で意義があった⁽¹¹⁾。しかしながら、これは対立の一時的な収束に過ぎず、その後、2015年の第9回運用検討会議および2022年の第10回運用検討会議では中東問題や国際的な安全保障環境のいっそうの悪化が各国による妥協の余地を著しく狭め、いずれも最終文書の採択には至らなかった。

以上の経緯は、運用検討会議の成果が制度の評価のみならず、政治的妥協の成立可否に強く依存してきたことを示している。すなわち、運用検討プロセスの成否は、条約の履行の技術的な評価にとどまらず、各国の安全保障に対する認識や規範の解釈の調整過程に規定されてきたと考えられるのである。

2 NPT運用検討プロセスが政治化する要因

(1) 運用検討プロセスをめぐる課題

これまでに開催されてきた10回の運用検討会議のうち、最終宣言や合意文書を含む最終文書が採択されたのは、1975年、1985年、2000年、そして2010年の4回である⁽¹²⁾。1995年は最終文書への合意には至っていない一方で、前記の3つの決定と、中東に関する決議が採択された。運用検討会議の成果物だけで判断した場合、これら5回の運用検討プロセスは成功したと評価され、反対に、残り5回（1980年、1990年、2005年、2015年、2022年）は失敗と位置付けられる傾向にある。

もっとも、このような成功・失敗の二分法的な評価には慎重である必要がある。例えば、会議の「成功」の指標とされる合意としての成果物の採択は、いずれもコンセンサス方式に基づいており、採択された文書の内容が締約国間の完全な合意を反映しているとは限らない⁽¹³⁾。特に、最も対立的な課題となってきた核軍縮をめぐる文言については、政治的妥協の産物として曖昧化もしくは限定化されてきた傾向も否認ない。さらに、運用検討会議の本来の目的は、あくまでも条約の運用を見直し検討することであるため、仮に最終文書が採択されなかったとしても、会議自体の目的は達成されたとの観点から、会議自体は成功であったと解する余地もある⁽¹⁴⁾。

運用検討会議やそれに至る準備委員会を含む一連のプロセスは、本来、条約の履行にかかる進展を検証し、その進展が形式的あるいは見せかけのものにとどまらないかを評価する場として想定されており、実際に完全な履行を実現するためにはどのような政策が必要なのかを評価するためのものである。これに加えて、締約国間で継続的な対話を通じた信頼醸成の機能として作用することも期待されてきた。すなわち、このプロセスは、規範の再確認と制

度の安定性を維持させる枠組みとしての役割があるのだ。

しかしながら、1995年に条約の無期限延長が決定した後、このプロセス自体は次第に各国の政治的立場が鋭く衝突する場へと変質していった⁽¹⁵⁾。その背景として、いくつかの要因を指摘できる。

第1に、核兵器国と非核兵器国の間の制度構造上の力の不均衡や認識の対立がより顕在化していった。特に1995年に条約の無期限延長が決定したことで、核兵器国の地位や核抑止構造が事実上固定化され⁽¹⁶⁾、その結果、一部の非核兵器国にとって安全保証をめぐる不安が増幅した。これと同時に、条約の無期限延長交渉において機能していた核軍縮をめぐるバーゲニング要素が相対的に希薄化したとの認識も広がった。

第2に、冷戦終結後の安全保障環境の目まぐるしい変容と悪化に伴い、地域的な利害対立や各国の個別の安全保障上の懸念が、運用検討会議での議論により強く持ち込まれるようになった。これにより、条約の履行を評価する場であるべき運用検討会議が、各国の安全保障政策や地域問題をめぐる政治的対立の舞台へと転化する傾向が強まり、各国間での妥協点を見出すことがより困難化した。

第3に、過去の合意事項の履行に対する評価の不一致が深刻化した。特に核軍縮分野における進展の停滞や透明性の不足に対する非核兵器国側の不満が蓄積していき、会議における対立を慢性化させることになった。

そして第4に、課題の設定、文書の構成、会議の運営などの手続き的な課題が政治争点化した。このような状況は、運用検討会議を、建設的な対話の場から政治的対立を繰り返す場へと変化させることになり、実質的な課題解決への出口が見えないことで、各国の政治的立場の主張がより強調される悪循環を生み出すこととなった。これに加えて、履行の見通しが不透明な新たな約束事項を重ねることは、制度の信頼性および検討プロセスの意義そのものを損なう可能性を内包しているとの指摘もある⁽¹⁷⁾。

(2) NPTが抱える根源的な課題

このように、NPTの運用検討プロセスの政治化は、その時々国際情勢に起因する対立のみならず、NPT体制そのものに内在する古典的な課題の双方から把握される必要がある。

NPTの根源的な課題としてまず指摘できるのは、条約が法的拘束力を有しながらも、その義務の設計および履行を確保するための実効性が限定的である点である。一般的に条約とは、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」（条約法条約第2条1(a)）であり、「条約に拘束されることについての国の同意」は、条約への批准等の行為によって「国際的に確定的なものとされる」（条約法条約第2条1(b)）。

しかしながらその一方で、条約の法的拘束力の実質的な強度は条約によって異なり、義務の明確性、履行期限や具体的な工程の有無、検証の可能性、違反時の対応手段および制裁規定の有無などによって左右される。NPTはとりわけ核軍縮および原子力の平和利用の分野において、その解釈の幅を大きく残している。

例えば原子力の平和利用について、第4条では「すべての締約国は、原子力の平和利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にす

ることを約束」すると規定されているが、この「容易にする」という文言の具体的な意味や範疇については、締約国それぞれの解釈に委ねられる⁽¹⁸⁾。このような規定の抽象性は、条約で規定される義務の履行評価をめぐる認識の不一致を生じさせる要因となりうる。

また、第6条では、核軍備競争の早期停止と核軍縮について誠実に交渉する義務が掲げられているが、交渉の期限、具体的な工程、目標水準、未履行の場合の措置等については特に明記されていない。この規定は、条約の交渉過程における政治的妥協の産物であり、核兵器国の核抑止政策を条約によって直接法的に制約しない一方で、核不拡散の強化のために非核兵器国の条約への参加を確保するために導入されたものであった。その結果、核軍縮義務の解釈および履行の評価をめぐる対立が制度的に内在化されることとなった。

これに加えて、NPTは核兵器国と非核兵器国という区分を制度的に導入し、締約国間の権利義務に非対称性を組み込んでいる⁽¹⁹⁾。特定の5カ国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）のみを核兵器国として承認する枠組みは、核拡散の防止という観点からは合理的である一方で、締約国間の不平等を固定化する制度として批判の対象となってきた。1995年に条約の無期限延長が決定したことは、この不平等性の永続化を意味するものでもあった。

この非対称性に起因する非核兵器国の不満を少しでも緩和するために、いわゆるグランド・バーゲンが形成された。すなわち、非核兵器国は核不拡散の厳しい義務と検証を受け入れる一方で原子力の平和利用への奪いえない権利を保障され、核兵器国は核軍縮に向けた誠実な交渉義務を負うとされた。しかしながら、第6条の規定が示すとおり、軍縮義務の具体的な内容とその実施の担保は極めて限定的であり、国際社会の期待と現実の乖離を生じさせる構造が続いている。

さらに、NPTは条約の不遵守への対処法や執行に関する指針を含む包括的なメカニズムを備えていない。条約の運用に不満を持つ国は、条約からの脱退を選択するか、条約遵守を促進するための個別的あるいは集団的な臨時措置を実施するか、あるいは条約の運用検討プロセスをとおして外交的手段を活用し、不遵守が疑われる国に対して行動を改めるよう促すかのいずれかに依拠することになる⁽²⁰⁾。この点は、履行の評価および責任の所在をめぐる政治的対立を誘発しやすいといえるだろう。

以上のように、NPTは義務に関する抽象性、軍縮義務の実効に関する限定性、締約国間の制度的な非対称性、そして、執行メカニズムの不完全性という構造的な特徴を内包している。これらは、運用検討プロセスにおいて、履行の評価、責任の分担、将来の方向性などをめぐる対立を反復的に生み出し、プロセスの政治化を促してきたと考えられる。しかしながら、このような緊張と政治化にもかかわらず、NPT体制は維持され続けている。次章では、この制度的持続の要因を検討する。

3 NPT体制が重視・維持され続けてきた理由

(1) 強力な国際規範としてのNPT

NPTは核兵器の全面的な禁止、核保有の違法化、そして核抑止の非正当化のいずれも実現していない。むしろ、NPTは核兵器国の存在を制度的に承認する構造を明示的に是認するも

のである。この点にかんがみれば、NPTは規範的には不徹底なものであり、また法的拘束力の実効性にも限界を有するといえる。それにもかかわらず、NPTはなぜ国際規範が極めて強い影響力を持つ条約として認識されてきたのだろうか。

第1に、NPTは核兵器の取得および保有に関する行為の正統性を制度的に差異化する規範を確立した。換言するならば、核兵器国と非核兵器国という地位の違いを導入することで、核拡散の防止を最優先の課題とする秩序を形成し、国際的にこれを広く共有することを可能とした。この区分は、国家間の主権平等の原則からすると、権利の差別にあたるものとして批判を受けてきたものの、これと同時に、この差異が正当化されたからこそ、核拡散の防止という国際的な政策目標への道筋が生まれ、またそれが実現できてきたともいえる。すなわち、NPT上に見られる締約国間の地位の差異とそこから生じる義務の差異は、核拡散の防止と表裏一体の政策であり続けてきた。

第2に、NPTは核兵器の存在を全面的に否定せず、核抑止および拡大核抑止に依拠する国家の安全保障上の現実を前提としてきた。この柔軟性は、核兵器国と拡大核抑止にその安全保障政策を頼る核傘下国からの制度的な支持を確保することにつながり、その結果として、これらの国々と残りの非核兵器国が共存しうる制度の形成を可能とした。

第3に、核兵器の存在を全面的に否定していないNPTであっても、「核兵器を保有しない状態」を国際的な標準として制度化する効果を生み出した。核兵器を保有しない国を国際的には標準であるとして認識し、核兵器を取得しないという選択が正当な国家の行動として認識される規範的な環境の形成は、NPTの重要な影響のひとつといえ、それゆえに、核軍縮への渴望が過分に強まっていくことになる。

これらに加えて、NPTは核兵器の拡散を防止することに重点を置くことで、核拡散という行動が国際的に逸脱する行為と位置付ける枠組みを提供してきた。核拡散の防止が国際安全保障の維持と強化の重要な要素として共有されるに至っている背景には、NPT体制が規範として定着してきた点が挙げられる。このように、NPTは未完の規範という認識が一方では持たれつつも、国際的な平和と安定、とりわけ核兵器をめぐる秩序を構成する基礎的な規範として制度化されてきたともいえるのである。

(2) 国際的な規範・制度として維持されてきた理由

上記のように、NPTは未完の規範として制度化されてきたにもかかわらず、国際社会において重視され、また維持されてきた。その要因は、以下の3点に集約できるだろう。

第1に、締約国の圧倒的な多さである。NPTは現在191カ国・地域が締約国であり、国連加盟国のほぼすべてが参加する普遍的な条約として認識されている⁽²¹⁾。この点は、NPTの規範が広く国際的に浸透していることを示している。

第2に、NPTが核兵器をめぐる秩序の維持のために不可欠な制度的枠組みとして認識されてきた点である。NPTは、核不拡散、核軍縮、そして原子力の平和利用という三本柱を包含し、核兵器国すべてが参加する唯一の核軍縮・不拡散関連の条約であり、特に核軍縮やその先の核なき世界を目指すうえでは、ほかに代替できない重要な条約として認識されてきた。

これと関連して、第3に、NPTが核軍縮のモメンタムの維持のための制度的な基盤として

必要なものであると認識されてきた点である⁽²²⁾。NPTは核不拡散を中心的な目的として掲げつつも、前文および第6条において核軍縮への方向性を制度的に保持している。核軍縮の規範的正統性を支える枠組みとして、NPTは引き続き重視されている。

NPTはその前文にも示されているとおり、「厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備管理条約に基づき核兵器の廃棄」を念頭におく。換言するならば、NPTは核不拡散を中心的な課題として据える一方で、究極的には核兵器のない世界を目指すための土台となりうる条約でもある。これに加えて、すべての核兵器国が締約国でもある唯一の核軍縮・不拡散関連の条約でもあることから、核兵器国の核軍縮への関与を維持し続けるためには、NPTは必要不可欠なものといえるだろう。

現在、NPTの運用検討プロセスは政治化を深めて、昨今では最終文書の不採択も慢性化しかけている。しかしながら、制度そのものの放棄には至っていない現状から、NPT体制の制度としての持続と政治的対立は併存しうることが理解できる。

なかでもとりわけ、NPTが国際的な規範としての正統性を維持しつつ、かつ核兵器をめぐる秩序の基盤的な役割を担うと認識され続けてきた点は重要といえる。運用検討プロセスの政治化は、制度そのものの崩壊を意味するのではなく、むしろ各国による規範の解釈と安全保障への認識の相違、そしてそれによって生じる対立の反映として理解される必要があるだろう。

おわりに

NPTの運用検討プロセスの成否はなぜ政治的妥協に左右されてきたのか、また、制度的な緊張を内在させながらもNPT体制はなぜ維持されてきたのか。NPTは法的拘束力の限界、不均衡な制度構造、履行の評価をめぐる対立といった課題を内包し、それらが運用検討プロセスの政治化を構造的に促してきた。他方で、NPTは規範的な正統性、制度的な不可欠性、そして政治的な合理性によって支えられ、持続してきた。

このような知見は、国際社会が目指すべき方向性に対して重要な視座を提供する。NPTは不完全でありながらも依然として核不拡散および核軍縮に関する中核的な条約と認識されている。しかしながら、制度としての持続それ自体が規範の前進を保証するものではなく、政治化の深刻化は体制の正統性を徐々に侵食しうる。したがって、国際社会にとっての課題は、NPT体制の維持と規範の進展の双方を、いかに両立させるかにある。

日本自身もまた、NPTとの向き合い方について自らに問い直す必要があるだろう。日本は唯一の戦争被爆国である非核兵器国として、核不拡散および原子力の平和利用の分野において、NPT上の責務を積極的に果たしてきた。他方で、核軍縮に関しては再検討が必要である。すなわち、日本のような非核兵器国、特に拡大核抑止に依存する核傘下国が行ってきた核軍縮にかかる努力が、核軍縮の実質的進展にどの程度寄与してきたのかは、必ずしも自明ではない。

核不拡散や核軍縮に関する責務は、核兵器国のみならず、非核兵器国にも広く課されるものである。この観点から、日本が今後も核軍縮・不拡散を外交の中心のかつ重要な目標とし

掲げるのであれば、NPT体制の維持を重視する従来の立場を堅持するだけでは十分ではない。TPNWの成立以降、核兵器の非人道性および非正当化をめぐる議論は新たな段階へと移行している。NPTとTPNWの関係を含む複層的な規範が存在するなかで、日本には核兵器をめぐる諸政策における自国の役割を再定義することが求められている。換言するならば、核軍縮の実質的な前進に向けてどのような貢献が可能かという問いに対して、日本は具体的な答えを提示する必要がある。この課題への答えこそが、日本とNPT体制の今後の関係を規定する重要な鍵となってくると考えられる。

- (1) “Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” United Nations Office for Disarmament Affairs, <https://disarmament.unoda.org/en/our-work/weapons-mass-destruction/nuclear-weapons/treaty-non-proliferation-nuclear-weapons> (accessed on November 24, 2025).
- (2) Nobuyasu Abe, “The NPT at Fifty: Successes and Failures,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 3, No. 2 (September 2020), pp. 224–233.
- (3) ケネディ大統領は、1964年までには核保有国が20カ国にまで増えるとの懸念を、すでに1960年の時点で示していた。詳しくは以下を参照。“Senator John F. Kennedy and Vice President Richard M. Nixon Third Joint Radio-Television Broadcast,” October 13, 1960, <https://www.jfklibrary.org/archives/other-resources/john-f-kennedy-speeches/3rd-nixon-kennedy-debate-19601013> (accessed on January 31, 2026).
- (4) “Is the NPT Still Viable? An Interview with Three Diplomats Working to Keep it Alive,” *Arms Control Today*, 55:3 (April 2025), p. 11.
- (5) Ibid, pp. 12–13.
- (6) John Simpson, “The Nuclear Non-proliferation Regime after the NPT Review and Extension Conference,” *SIPRI Yearbook 1996: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 1996), p. 564. なおこの慣行は、1975年の第1回運用検討会議において、会議の目的として最終的に検討の結果に関する宣言がコンセンサスで合意されるとの理解が制度的に定着したことに由来する。
- (7) NPTの運用検討プロセスの強化については、以下を参照。Simpson, op. cit., pp. 569–572.
- (8) 現在、NPT運用検討会議は、条約全体について議論がなされる全体会合と、NPTの三本柱とされる核軍縮、核不拡散、そして原子力の平和利用についてそれぞれ議論する主要委員会によって構成されている。この3つの委員会はもともと、主要委員会I（核軍縮および核不拡散）と主要委員会II（原子力の平和利用）の2つの委員会でそれぞれ議論が展開されていたが、1985年に核軍縮と核不拡散をそれぞれ個別の委員会で取り扱うとの決定がなされ、それ以降、現在の3つの主要委員会の体制が確立された。
- (9) 阿部信泰「核軍縮・不拡散における国際機関の役割と課題」浅田正彦、戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治——黒澤満先生退職記念』信山社、2008年、70ページ。
- (10) 同上、71ページ。
- (11) 秋山信将「2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮」『立法と調査』309号（2010年10月）、16ページ。
- (12) NPT運用検討会議の合意文書は1990年までは「最終宣言（Final Declaration）」としてまとめられており、最終文書の別添文書であった。これに対して、1995年以降（実質は2000年から）は最終文書（Final Document）そのものが最終成果物として認識されている。詳しくは以下を参照。樋川和子「第10回NPT運用検討会議に向けて——NPT運用検討会議の結果と核不拡散を巡る動向に関する考察と今後の展望」『軍縮研究』第10巻1号（2021年7月）4–6ページ。
- (13) 浅田正彦『核不拡散と核軍縮の国際法』有斐閣、2023年、270ページ。

- (14) 樋川、前掲論文、14ページ。
- (15) 詳しくは、例えば以下を参照。Jyantha Dhanapala with Randy Rydell, *Diplomacy and the NPT: An Insider's Account*, United Nations Institute for Disarmament Research, 2005; William Potter, Sarah Bidgood, "Waiting for Godot at the 2026 NPT Review Conference," *Arms Control Today*, Vol. 55, No. 7 (September 2025), pp. 12–17.
- (16) 例えば以下を参照。向和歌奈「核軍縮の試みに見る核抑止概念の固定化への一考察」『国際政治』第203号（2021年3月）、72–73ページ。
- (17) 樋川、前掲論文、14ページ。
- (18) Deborah A. Ozga, "Back to Basics on the NPT Review Process," *Security Dialogue*, Vol. 31, No. 1 (March 2000), pp. 46–47.
- (19) NPTをめぐる交渉が行われた際の米ソによる提案については、たとえば以下を参照。Harald Muller, "The NPT Review Process and Strengthening the Treaty: Disarmament," *EU Non-Proliferation Papers* (Non-Proliferation Consortium), No. 10 (February 2012), p. 2.
- (20) Ozga, *op. cit.*, p. 43.
- (21) 各国の批准状況および批准年日については、以下より確認可能である。United Nations Office for Disarmament Affairs, "Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons," Treaty Database, <https://treaties.unoda.org/t/npt/participants> (accessed on January 1, 2026).
- (22) Oliver Thränert, "Would We Really Miss the Nuclear Nonproliferation Treaty?" *International Journal* (Spring 2008), pp. 332–336.